

防犯カメラ使用細則

第1条 防犯カメラ導入の目的

居住者全体の「安心・安全な生活環境の維持」および「公序良俗を乱し、法規法令に反する行為の防止」を目的とする。

第2条 録画映像の再生に関する制約

- 1 録画映像の再生は、「プライバシー保護」の観点からみだりに行わないものとする。
- 2 録画映像の再生は、次の場合に限り第3条の手続きを経て行うものとする。
 - (1) 建物または器物の損壊・盗難が発生した場合。
 - (2) 個人が所有する自動車や自転車等の損壊・盗難が発生した場合。
 - (3) 痴漢等の不審な行為が発生した場合。
 - (4) 犯罪等の発生により警察当局からの要請があった場合。
 - (5) 管理組合と委託契約している管理会社より「不審行為確認照合」の要請があった場合。
 - (6) その他、管理組合の理事会が必要と認めた場合。

第3条 録画映像の再生手続

- 1 録画映像の再生を希望する際は、「防犯カメラ録画映像確認申請書」を理事長へ提出し、理事会の承認を得た後に再生できるものとする。
- 2 この場合、理事長もしくは理事長が指名する理事3名以上の立会いの下で録画映像の再生を行い、録画映像を確認するものとする。
- 3 理事長の指名する理事には、管理会社社員または管理員、カメラメンテナンス業者を含むものとする。
- 4 事件性があり、緊急を要する場合、理事長は本条第1項の規定に関わらず理事会の承認を得ずに録画映像の再生を行えるものとし、理事会へは事後報告することとする。
なお、この場合においても理事長もしくは理事長が指名する理事が立ち会うこととする。
- 5 録画映像を再生確認した後は、「防犯カメラ録画映像確認報告書」に確認内容を記載し、「防犯カメラ録画映像確認申請書」とともに保管しなければならない。
- 6 カメラメンテナンス業者による保守点検時に行う録画映像再生確認においては、本条手続きを免除することができる。

第4条 録画画像の秘密保守義務

録画映像の再生に立ち会った者は、録画映像について秘密厳守の義務を負うものとする。

第5条 その他

本システムの運用上において、問題及び不明事項については理事会にて協議の上、判断する。

附 則

本防犯カメラ使用細則は令和5年9月1日から施行する。

〇〇〇〇 管理組合